

公募に関するQ&A			
	質問	回答	回答更新日 (空欄は4/17公表)
公募要領について	1 公募要領上の代表法人と幹事法人は異なる意味か。	同じです。	
補助対象事業者について	1 経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置の対象となっている事業者の子会社は補助対象事業者になるか。また、費用が発生しない協力者に含めても問題ないか。	補助対象の事業者については、公募要領2. (2)記載の通りで、「⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと」が要件の1つとなっています。補助金交付停止等対象企業については、謝金、委託、請負等で金銭の授受が発生する形での参加はできません。子会社についても同様に原則として参加はできませんが、親会社からの完全な独立を説明できる場合は事務局までご相談ください。 なお、事業の検討にあたって補助金交付停止等対象企業との検討がどうしても必要なケースでは、事務局との協議の上、FSの中で該当企業から金銭の授受がない形で意見を聴取することは可能となる場合がございます。検討事業が該当する場合は、その必要性とともに、実施計画書6(3)調査協力体制に記載してください。	
	2 1事業者が複数の案件を申請することは可能か。	可能です。	
	3 需要調査等に協力する企業（費用は計上しない）が申請者になることは可能か。	連名申請者のうちの1社になることは可能です。ただし、交付規程（案）に従い、間接補助事業者の負う責任等について、連名申請者間で整理されている必要（※）があります。 ※一例として、交付規程（案）第17条（3）に記載の、不適正な行為が起きた場合の対応など	
	4 自治体が共同申請してもよいか。その際、自治体の職員の人件費は、補助事業費に計上不可という理解でよいか。	自治体が共同申請しても構いませんが、自治体の費用（人件費、事業費含む）は補助対象経費に計上することはできません。	
補助対象事業範囲、FS事業の考え方について	1 ①合成メタン、合成燃料用途に供給する事を前提としたCO2分離・回収設備単独は支援対象になるか。CO2の分離・回収設備のFSは対象になるか。 ②個別需要家へのラストワンマイルの水素導管、水素の出荷設備は拠点整備の対象となりますか。	補助対象事業は、公募要領2. (3)記載の通りです。「2030年度（令和12年度）までに低炭素水素等の供給開始を目指し、水素等の大規模利用拡大に資する、様々な事業者に広く裨益する共用設備等の供給基盤構築の実現可否の判断に必要な情報の整理及び分析を行うための実現可能性調査事業（FS）」が補助対象となります。このため、事業範囲、事業内容が適切かどうかについては、共用設備の実現可能性を判断するにあたって必要な情報の整理・分析となっているか等の観点から、技術審査委員会が審査します。 なお、この「低炭素水素等」「水素等」には、合成メタン、合成燃料も含まれます。	
	2 設計は対象外とのことだが、経済性評価に必要な建設費の概算見積は調査の範囲で認められると考えてよいか。	補助対象事業は、公募要領2. (3)記載の通りです。水素等の供給基盤構築検討段階での基礎調査や設計に向けた要件整理等が補助対象となります。事業範囲、事業内容が適切かどうかを技術審査委員会が審査します。	
	3 補助対象となる事業の部分で、「設計（基本設計、詳細設計）、実証事業、設備調達及び建設工事は対象外とします。」と記載されている。この「基本設計」の定義について、ご教示いただきたい。	補助対象事業は、公募要領2. (3)記載の通りです。水素等の供給基盤構築検討段階での基礎調査や設計に向けた要件整理等が補助対象となります。事業範囲、事業内容が適切かどうかを技術審査委員会が審査します。	
	4 P4の（3）補助対象となる事業に「2030年に供給開始を目指し」と記載があり、令和6年1月29日発行の中間とりまとめにある「事業計画が満たすべき中核となる条件」の（4）実現可能性に「2030年までに供給開始」との記載がある。2030年までに各地点供給を開始していれば、供給量が徐々に増えていくことは問題ないか。 例：2030年1,000t/年 2035年2,000t/年と増加するケース	本補助金における補助対象事業は、公募要領2. (3)記載の通りです。記載のような、供給量が徐々に増えていくシナリオを置いて、実現可能性調査を行っていただく申請も補助対象事業になり得ます。ただし、本FS事業の支援対象事業範囲は、水素等供給拠点に係る支援（設計・インフラ整備）の支援対象を予測するものではない点について、ご注意ください。	
	5 ①公募応募時に申請書に記載した検討ケースについて、FSの進捗により行わないなどケースが変更になることは認められるのか。 ②交付規定第8条1項の2号・3号にて、「間接補助事業の内容変更、また間接補助事業の全部若しくは一部の中止・廃止の際は申請書提出の上、貴団体による承認を受けなければならない」と記載があります。 この承認についてですが、例えば貴団体側での判断を基に承認が認可されないといったことはあるのでしょうか。 本承認が問題なくとれるものなのか、認可にあたっての条件等がありますでしょうか。	調査内容の変更は、交付規程（案）第8条に基づき計画変更の承認等の手続を行う必要がある可能性がありますので、まずは事務局に相談してください。具体的なケースに応じて個別に判断することになりますが、計画変更が必要となる場合、技術審査委員会が変更の可否を審査します。	5/2追記
	6 経済合理性を確認する為に、FSを実施した結果、合理的でないと判断するケースもあると思うがどうか。	本FS事業は経済合理性を判断するための調査を目的としておりますので、事業を実施した結果、インフラ整備が合理的でないと判断されることに特段問題はございません。	

	7	現在、1次基地→2次基地までを含めた基盤整備を検討している。こちらは2次基地として1次基地から受入るように考えているが、その際、供給元である1次基地の候補地が2箇所ある。それぞれ異なる事業のFSとなるが、こちらは2次基地として、どちらのFSに参加申請することは可能か。 例：A地域からのC地域への受け入れの事業、B地域からC地域の受け入れの事業にC地域としてどちらのFS事業にも参加できるか。	複数の事業の共同申請者になることは可能ですが、補助対象経費の重複が発生しないよう、補助事業マニュアルに基づき、経費の区分管理を行ってください。	
補助率・補助額について	1	複数社で連名申請した場合、補助額の上限は各社2億円という理解でよいか。	公募要領2.（5）記載の通り、補助上限額は申請1件当たり2,000万円です。連名申請した場合の補助上限額は、各社2億円ではなく、連名申請全体で2億円となります。	
	2	複数の民間企業でコンソーシアムを組成して応募する場合、途中から民間企業が追加で当該コンソーシアムに加入することは可能か。その場合、追加経費等ほどの様に取り扱われるのか。	実施体制の変更は、交付規程（案）第8条に基づき計画変更の承認等の手続を行う必要がある可能性がありますので、事務局に相談してください。技術審査委員会が変更可否を審査します。追加経費については、追加の必要性・合理性を前提として、その時点で交付先未決定の予算残額があれば、技術審査委員会が審査した上で、補助上限額の範囲内で、交付決定の変更を行う可能性はありますが、予算残額がない場合は、補助対象外の経費となります。	
	3	FS費用の国からの3分の1補助に対して、残りの3分の2の裏負担分に、他の補助金（例えば県が公募するFS補助金など）を充てることは可能でしょうか。	国からの補助分を除く補助対象経費に対し、自治体等の補助金を充てることは可能です。	5/2追加
審査について	1	委託・外注費の合計の額の割合が50%を超えていないか とあるが、これは採択の可否に影響を与えるか。50%を超えており、その理由が相当なものでないと判断された場合には、補助額が減るとの理解で良いか。採択されない理由とはならないとの理解で良いか。	評価項目1.5）④については、必須項目となりますので、申請した補助金総額に対する委託・外注費の合計の額の割合が50%を超えていて、相当な理由も認められない場合は、申請を取りやめるか、委託・外注費が50%以内に収まるように再申請いただくこととなります。 なお、判断に至るまでに時間を要することが予想されるため、仮に事業が採択された場合は、交付決定が遅れる可能性がございます。	
	2	委託・外注費が50%を超える場合、“相当な理由があるもの”は認めるとありますが、“相当な理由”について具体例示があればご教示ください。	具体的なケースに応じて個別に判断いたしますので、事務局に相談ください。 なお、判断に至るまでに時間を要することが予想されるため、仮に事業が採択された場合は、交付決定が遅れる可能性がございます。	
	3	応募完了後のスケジュールを教えてください。	5月中旬頃に提案に関するヒアリングを予定しています。具体的な日程は、応募完了後、事務局より日程調整いたします。	
	4	公募要領P10に、「事業概要説明資料」のテンプレートがあると記載があるが、これはいつもらえるのか。また、いつまでに必要なのか。	テンプレートを事務局HPに掲載しました（4/17）。 上記、提案に関するヒアリングで使用いたしますので、ヒアリング時までに準備をお願いします。	
	5	事業概要説明（提案に関するヒアリング）の形式はリモートか対面か。また、説明実施者に何らかの縛りはあるか（代表幹事会社でないといけないなど）。	リモート形式を予定しています。説明実施者についての縛りはございませんが、提案内容の説明及び質疑応答がその場で対応できる方のご対応をお願いします。	
	6	審査委員会のメンバーは公表されるか。	非公表となります。	
	7	不採択の通知または、採択件数上限に至ったことへの通知はあるか。	公募要領3.（3）記載の通り、技術審査により、採択となりましたら通知します。不採択となった場合もその旨連絡します。採択件数上限に至ったことへの通知は予定しておりません。	4/19修正
	8	交付決定から契約までの期間（コスト削減協議等も含む）は概ねどの程度を想定しているか。	公募要領4.（1）記載の通り、技術審査（コスト削減協議も含む）により、交付決定となりましたら、交付決定額を記入した交付決定の通知を事務局より申請者に対して発行します。交付決定の通知に記載の日付（交付決定日）以降であれば事業を開始していただいて構いません。交付決定の手続以外に申請者と事務局との契約手続は予定していません。	4/19修正
	9	事業開始日は、交付決定通知日とのことだが、契約締結日ではないという理解でよいか。		4/19修正

	<p>2 についての追加質問</p> <p>(1) 「事務局に相談ください」とあるが、事務局への相談はどのように行えばいいか。</p> <p>(2) 前述 (1) の相談は、どのようなスケジュールで行うことになるか。</p> <p>(3) 前述 (1) の相談時に、申請書の素案が必要か。あるいは、50%を超える理由書の素案を作成する必要があるか。</p> <p>(4) 50%を超える理由書はひな形がないが、経済産業省「調達等の在り方に関する検討会」(https://www.meti.go.jp/information2/publicoffer/keiyaku_kentoukai.html)の報告書20ページに記載のある「50%を超える理由書(例)」を使用すればよろしいでしょうか。</p>	<p>(1) (2) (3) 問い合わせ・相談は公募期間中随時受け付けていますので、コンソーシアムまでメールでお問い合わせください。回答も随時行います。その際は実施計画書案を添付いただくなど、具体的にお問い合わせをいただくほうが、より具体的な回答ができます。</p> <p>(4) 委託・外注費の比率と、50%を超えている場合の理由は、実施計画書8(2)及びテンプレートに記載します。</p>	4/26追加
	<p>11 「再申請いただく」とありますが、再申請は、いつ、どのように行うことになるでしょうか。</p>	<p>技術審査の結果、申請した補助金総額に対する委託・外注費の合計の額の割合が50%を超えていて、相当な理由も認められない場合には、×切を設定して、再申請の方法を連絡します。</p>	4/26追加
	<p>12 外注費・再委託費について、幹事企業からコンソーシアム外の企業へ外注もしくは再委託する場合、幹事企業単独で見た場合は、幹事企業の請求金額に対して幹事企業の外注費もしくは再委託費の比率は50%超過しますが、コンソーシアム全体で見た場合、コンソーシアム全体の請求金額に対して幹事企業の外注費もしくは再委託費の比率が50%超過しなければ問題ないでしょうか。</p>	<p>幹事企業単独の補助対象経費ではなく、コンソーシアム全体の補助対象経費を基準として、委託・外注費の比率が50%を超過しているか否かを確認いたします。</p>	4/26追加
	<p>13 公募提案書ですが、提出後、受領の連絡はいただけるのでしょうか？</p>	<p>受領したファイルをダウンロードし、添付ファイル等が揃っていることを確認の上、E-mailにて受領確認の連絡をいたします。</p>	5/9追加
	<p>14 オンラインストレージサービス (Box) を使用して提出を希望する場合、公募要領に記載のメールアドレス" suiso@cros2.jp "へアクセス権を設定させて頂けば宜しいでしょうか。他に適切なメールアドレスが御座いましたら、ご教示頂きますと幸いです。</p>	<p>suiso@cros2.jp にアクセス権を付与いただければ、受領可能です。</p>	5/10追加
	<p>15 貴メールサーバーでの最大の受信可能サイズは何MBでしょうか。(メールで提出する場合の分割の目安としたく)</p>	<p>コンソーシアムのメールサーバーは、1通につき、50MBまで対応しております。</p>	5/10追加
補助事業の実施について	<p>1 事業進捗の中間確認の頻度はどの程度を想定しているか。</p>	<p>公募要領4.(3)記載の通りです。最初の確認は、事業開始後2ヶ月から3ヶ月を目処に日程を調整する予定です。その後、プロジェクトの状況に応じて、事業完了まで随時確認を行います。</p>	4/19修正
	<p>2 事業途中、あるいは終了時に、報告会などは開催されるのか。</p>	<p>報告会の開催は予定しておりません。</p>	
	<p>3 公募要領に、事業は原則令和7年2月末までに終了し、実施報告書を3月14日まで提出することと記載されているが、完了予定期間を令和6年8月末など、短く設定することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>	4/26追加

<p>水素社会推進案に基づく計画認定制度（価格差に着目した支援・拠点整備支援）等との関係</p>	<p>①拠点整備補助と価格差支援制度はセットでの実施であるという理解をしているが、FS事業と拠点整備について記載があり、価格差支援制度には触れられていません。大拠点3、中拠点5の拠点整備に国からの助成を受けたい場合は、本FS事業に応募する必要がありますか。</p> <p>本FSへの応募有無や検討内容は値差支援制度の案件審査へ影響するのでしょうか。</p> <p>②今回のFSに参加しなかった場合、もしくは申請不採用であった場合、次のステップのFEEDに影響があるか。</p> <p>③拠点整備支援のFEEDに応募するために、FSの採択は必須か。</p> <p>④水素政策小委員会では、第一段階としてFS、第二段階としてFEED、第三段階としてインフラ整備、の3段階のフェーズに分け、拠点形成への支援にあたっては効率的な実施の観点から、それぞれにステージゲートを設け、整備に向けた事業の継続可否やフェーズの移行可否を判断する、すなわち、FS段階においては拠点候補を広く募り、ステージゲートを設けることによりフェーズの移行とともに支援対象を絞り込んでいく、というような議論がなされていたと思う。説明会ではFSとFEEDは別の支援制度なので切り分けて（独立して）審査・支援先を決定すると発言していたように思うが、FSの審査結果・FS内容はFEED以降の審査には影響しないという理解でよいか。</p> <p>※中間とりまとめp17の記載の「対象経費の重複を整理する観点から、拠点整備支援の最終支援額は、他の関連制度と対象経費に重複がある場合、他の制度の対象経費の重複分を補助金額の積算から控除する」ことは理解している。</p>	<p>水素社会推進案に基づく計画認定制度の詳細は資源エネルギー庁において検討中ですが、価格差に着目した支援と拠点整備支援制度は別の支援措置となります。</p> <p>https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240213002/20240213002.html</p> <p>本FS支援への参加状況は、水素社会推進案に基づく計画認定制度の認定に影響しない予定です。</p>		
	<p>①公募要領P4（最下部）の水素等供給拠点に係る支援は令和6年夏ごろをめどに事業計画の申請受付とP9の提出期限までに取りまとまらない場合、夏ごろの申請スケジュールに合わないと思われませんが、どのようにお考えですか。</p> <p>4 ②今回のFS調査の公募について、今夏予定されている水素法に基づく計画認定制度及び拠点整備支援・価格差支援のいずれとも別のもの（今回の公募が今後の計画認定制度や支援の採択の要件にはならない）とのことだが、そうした中で、本FS調査や計画認定制度・支援制度の位置付け・関係性をご教示いただきたい。</p>	<p>上記の回答の通り、本FS支援への参加状況は、水素社会推進案に基づく計画認定制度の認定に影響しない予定です。各プロジェクトの進捗状況に応じて、利用を希望する支援策へ申請ください。</p>		
	<p>①この度公募された非化石エネルギーなど導入促進対策費補助金で採択された場合、同じ内容にて今夏予定されている拠点整備FSの採択は認められにくいという理解で相違ないか。</p> <p>5 ②今夏予定されている水素法に基づく計画認定制度について、別途、FS調査は行わないという発言があったかと思うが、間違いはないか。</p>	<p>水素等供給拠点に係るFS支援については、今回公募した「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）」のみを予定しています。</p> <p>今回の公募による採択後、交付先未決定の予算残額がある場合を除き、現時点で追加公募の予定はございません。</p>		
	<p>提案書締め切りは5/10の17時までと記載されておりますが、例えば前日5/9に提案書を提出後、5/10 17時まで更新した提案書を提出し、差し替えさせて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>6</p>	<p>公募期限内の提案書差し替えは可能です。</p>	5/2追加	
<p>申請様式の記載方法について</p>	<p>全体</p>	<p>1 申請書のあて名の記載方法はどのようにしたらよいか。</p>	<p>様式第1・様式第1の2に記載の通り、「エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム 代表 殿」をお願いします。</p>	4/19修正
		<p>2 申請書は各企業ごとに作成する必要があるのか。その場合、申請書に記載する交付申請額は各社ごとの金額でよいのか。</p>	<p>申請書は、間接補助事業（FS）単位で作成してください。各企業ごとに作成する必要はありません。</p>	4/19修正
		<p>3 提出様式には、表形式の役員名簿や所要資金計画などがあるが、提出に当たっては、例えば、Excelで作成し、PDF形式でということでもよいでしょうか。</p>	<p>PDF形式で提出いただいで問題ありません。</p>	
		<p>4 提出様式について</p>	<p>技術審査の結果により、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることから、提案した内容と交付決定の内容に差異が生じる可能性があります。</p> <p>上記に関する点を含め、説明会で御質問をいただきました採択・交付決定までの手続を明確化するため、4/19に交付規程（案）、公募要領、本Q&A集の最新版を掲載いたしました。</p> <p>具体的な手続きとしては、公募期間中に「提案書」（様式1の2）を提出していただき、そして、技術審査を経て採択後に「交付申請書」を提出する流れとなります。公募要領3（3）に提案書提出から採択決定について、4（1）に交付申請から交付決定について記載を追加しているとおりですので、再度ご確認ください。様式1の2は公募要領に追加しております。</p>	4/19修正

	5	別紙「暴団排除に関する誓約事項」を応札時に提出しなければならないか。提出が必要な場合、コンソーシアム幹事企業の名前を記載すればよいか。押印は必要か。	提案書提出（5/10㍻）の際の提出は不要ですが、採択後の交付申請時には、申請者となる企業（複数社の場合は全社）を記名の上、提出が必要です。違反した場合は、交付規程第3条又は第17条に基づいて交付の対象とならないか、交付決定の取消し等が課されます。押印は不要です。	4/26追加
	6	別紙「暴団排除に関する誓約事項」を応札時に提出しなければならないか。提出が必要な場合、コンソーシアム幹事企業の名前を記載すればよいか。押印は必要か。	提案書提出（5/10㍻）の際の提出は不要ですが、採択後の交付申請時には、申請者となる企業（複数社の場合は全社）を記名の上、提出が必要です。違反した場合は、交付規程第3条又は第17条に基づいて交付の対象とならないか、交付決定の取消し等が課されます。押印は不要です。	4/26追加
	7	○提案書及び実施計画書の住所 提案書の申請者の欄には申請者の本社の住所を記載し、実施計画書の9間接補助事業者及び事業実施事業所の概要（1）事業者名及び法人番号、事業実施事業所には本事業に参画するメンバーの事業部拠点の記載を予定しております。同じ会社で双方の住所が異なるのですが、問題ないでしょうか。	提案書の申請者の欄には申請者の本社の所在地を記載してください。実施計画書の9は、本社の所在地に関わらず実際に事業を行う事業所と、その所在地を記載してください。	5/9追加
(様式第1、様式第1の2)	1	例えば、5社で連携して、申請する場合、申請者は5社全社を入力すればよいか。その場合、「1、申請者の法人番号」は、代表法人のみ入力し、それ以外の社の分は省略してよいか。	連名で申請する場合は申請者記入欄を追加いただき、申請者全社を入力ください。法人番号については、代表法人のみの入力で構いません。	
	2	添付資料のうち、「申請者の資産及び負債に関する事項（直近の決算報告書、株主総会の事業報告等）」について、2023年度のもの、監査前のため提出が出来ない場合、2022年度の資料を提出すればよいか。	お見込みの通りです。	4/26追加
	3	幹事法人を複数社想定している場合、複数社として記載して良いか その場合、法人番号は代表法人1社か 評価加点の場合の幹事者への加点は代表法人1社か、複数の幹事者を想定すればよいか	幹事法人（代表法人）は1社のみを記載してください。	4/26追加
(別紙2)	1	様式第1）申請書の（別紙2）実施体制図における“未定”の意味合いについてご教示いただきたい。想定金額の根拠として概算見積を取得していることが前提となるが、公募申請時に委託先/再委託先が決定していない（例：選考中/FS期間中に選定）場合でも構わないということか。	公募申請時に委託先/再委託先が決定していない（例：選考中/FS期間中に選定）場合でも構いません。	
	2	委託先・外注先が未定の場合、A社、B社のような符号で記載してもよいか。	委託先・外注先が未定の場合、A社、B社のような符号を用いて実施体制図を記入いただいて構いません。	
	3	P18に（別紙2）実施体制図があるが、これはどの時点で使用するのか。 公募要領の20ページの「6.実施体制(1)調査実施組織、人員※代表者に◎をつける」とあるが、発注側の代表者なのか、委託先の代表者なのか。	実施体制図は、応募の際に添付いただいても構いませんが、最終的には、採択決定後、交付申請の際に添付いただけます。 間接補助事業者側の代表者は、業務管理者を主に想定していますが、コンソーシアムの場合は間接補助事業者の各社それぞれに代表となる方を想定しています。	4/26追加
(添付資料：申請者の資産及び負債に関する事項)	1	申請に係る添付書類のうち「イ 申請者の資産及び負債に関する事項」について、申請者が親会社（持ち株会社）のある子会社であり、当該申請者の単体決算を公表していない場合は、親会社の有価証券報告書で代替してよいか。 なお、その有価証券報告書には、当該子会社の主要な損益情報が記載されている。	親会社（会社法第2条第4号）の有価証券報告書をもって、申請者の資産及び負債に関する事項に代替して問題ありません。	5/9追加
(添付資料：申請者の役員等名簿)	1	提出書類で記載されている添付資料（ウ）：申請者の役員等名簿（別紙1）の役員記載は取締役以上の記載でよいか。監査役、取締役を兼任しない執行役員は不要か。		
	2	役員名簿について、どのレベルのものが必要か。 執行役員以上のものが必要か、常務執行役員以上のものが必要か。何か決まっているものがあればご教示頂きたい。	経営権のある取締役等については、社外取締役も含め、広く記載いただく必要があります。	
	3	役員名簿は、例えば、5社で連携して、申請する場合、5社全社分のものを提出するでしょうか。	連名申請の場合、申請事業者全社（質問のケースでは5社）の役員名簿を提出してください。	
	4	(1) 社外取締役を記載する場合、役職名には「社外取締役」と記載するのか、それとも「取締役」と記載するのか。 (2) A社の社外取締役である甲さん（甲さんはB社の会長）を記載する場合、会社名は、B社と記載するのか、それともA社と記載するのか。	(1) 社外取締役と記載ください。 (2) 申請者の役職で記載してください。	4/26追加

(添付資料：様式第2)	1	協力先を含めて申請する場合、どの書類に記載すれば良いか。委託以外の協力先を含める場合、どこに記載すればよいか。	(様式第2) 実施計画書の6(3) 調査協力体制に記入してください。	
	2	実施計画書2(3)の①~④については、内容的に重複している部分があると認識しているが、特に①から③の差異について、さらに詳細に教示ください。	実施計画書2(3)は水素アンモニア政策小委員会等の中間取りまとめの「2-3. 拠点整備支援の制度設計詳細」記載の中核となる条件及び総合評価項目の内容と、今回申請いただくプロジェクトの現在の状況との関係を整理いただく記入欄です。各項目の内容・詳細については、中間取りまとめをご参照ください。	
	3	実施計画書2(3)⑦2030年度(令和12年度)の水素等の供給予定又は目標について、A社、B社のような符号でもよいか。	実施計画書2(3)⑦2030年度(令和12年度)の水素等の供給予定又は目標について、A社、B社のような符号を用いて記入いただいて構いません。	
	4	実施計画書2(3)⑧の炭素集約度とは、水素・アンモニア生産段階におけるCO2排出量の認識で合っているか。つまり、製造工程でのScope1,2,3。	水素アンモニア政策小委員会等の中間取りまとめでは、炭素集約度を「単位当たりの水素等製造時等に発生するCO2発生量」としています。 実施計画書2(3)⑧は、今回申請いただくプロジェクトの現状分析及び今後の方針を記載いただく欄です。検討していなければその旨記載いただければ構いません。	
	5	実施計画書12(1)の賃金引き上げ計画について、来年、再来年、5年後などの賃金引き上げ計画がある会社は少ないが、過去の実績を記入するということではよいか。	公募要領3(2)審査に係る評価項目のうち、2(3)①「賃金引き上げ計画を有しているか」の審査に使用します。令和5年以降に開始する申請者(幹事法人のみ)の事業年度(あるいは暦年)において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※中小企業については、給与総額)」を「大企業：3%、中小企業：1.5%」以上増加させる旨を従業員に表明していることがわかる内容を記載してください。それ以外の記載を行っても審査における加点対象にはなりません。	
	6	「6.実施体制」の「(1)調査実施組織、人員」において、今回FSを実施する個人名の記載は必要になるか。若しくは、申請の段階においては、「A氏、B氏」といった記載でも問題ないか。	個人名の記載は不要です。「A氏、B氏」といった記載でも問題ありません。	4/26追加
	7	提案書はWordでの様式(様式第2)とされているが、様式にある章構成を変更しなければパワーポイント(PPT)で作成し、パワーポイントファイルをPDF化した資料を提出しても問題ないか。	提案書(様式第1の2)や実施計画書(様式第2)については、HPに掲載されているファイルの様式に従い、Word形式もしくはPDF形式で、公募期限までにご提出いただく必要がございますので、パワーポイントファイル等での代用は認められません。	4/26追加
	8	○炭素集約度 METI中間とりまとめでは「単位当たりの水素等製造時等に発生するCO2排出量」と記載されていますが、具体的に考慮するバウンダリや計算方法をご教示ください。 1.対象範囲(バウンダリ) 「水素等の製造時等」とありますが、水素製造に係るエネルギー消費時に排出するCO2量のみを考慮し算出すればよいか。	実施計画書2(3)⑧は、今回申請いただくプロジェクトの現状分析及び今後の方針を記載いただく欄です。プロジェクトで検討している対象範囲及び計算方法を示していただければ指定はございません。	4/26追加
	9	提案書の12.その他の記載項目について、記載すべき事項をご教示いただきたい。また、該当がない場合は記載不要でよいか。 「他の補助事業等との関係」 「許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項」 「その他間接補助事業実施上問題となる事項」	申請内容について、他の補助事業等との関係、許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項、その他間接補助事業実施上問題となる事項があれば記載してください。該当なしの場合は該当なしの旨記載いただければ構いません。	4/26追加
(テンプレート)	1	○事業概要説明資料 PPTテンプレートが公開されており、記載事項やデザイン・フォント等は自由に設定可能と記載されていますが、サイズは「16:9」でなく「4:3」で作成しても問題ないでしょうか。	問題ございません。	4/26追加
採択結果の公表について	1	協力先を含める場合、委託先や協力先(自治体等)は事務局のHPで公表されないか。	協力先(自治体等)の公表は予定しておりません。	

2	交付決定時に、「交付決定先、交付決定日、法人番号」が公表されること。その他、応募概要(事業内容、協力先等)や実績報告は公表されるか。		4/19追加
3	公募の申請に使用した資料(説明資料含む)は(採択後含み)外部に公表されることはないという認識で良かったか。	採択先、採択日、交付決定先、交付決定日、法人番号を公表します。それ以外の情報については、申請資料・説明資料含め公表予定はございません。	4/19追加
4	採択決定に関しては、開示されるか。されるのであれば企業名、地域、事業概要などの開示はあるか。		4/19追加
5	採択結果公表は、採択決定時(採択通知)のタイミングで正しいかどうか確認させていたきたい。	採択結果公表は、採択決定時にCROSホームページに行きます。	4/26追加
6	申請者による対外公表について、採択結果の公表後、申請者(民間事業者)にて対外公表(プレスリリース)する場合、対外公表の時期・内容等について制約はあるか。また、プレスリリースする場合、事前にコンソーシアム(事務局)との調整は必要か。(例)プレス時期:採択通知or交付決定通知以降、プレス内容:応募内容詳細等も記載可	コンソーシアム(事務局)の採択結果公表以降であれば、対外公表時期の制約はございません。間接補助事業内容をプレスリリースする場合、事前にコンソーシアム(事務局)にご連絡をお願いします。	4/26追加
7	採択決定前に、採択に係る事前通知は予定しておりますでしょうか。事前通知される場合、スケジュール感をご教示いただければ幸いです。(例:採択決定の約X日前など)	採択が決定したら速やかに通知を行いますので、事前通知は予定しておりません。	5/2追加
8	また、事前通知されない場合など、採択決定前にプレスの内容等についてCROS殿と事前調整することは可能でしょうか。	採択決定前に事前調整することはできません。	5/2追加
費用計上・経理処理について			
1	事業終了日は2月末と3月14日どちらか。	公募要領4(2)に記載の通り、事業は原則として令和7年2月末までに終了し、実績報告書を令和7年3月14日(金)までに提出してください。	4/19修正
2	2月末までの調査完了、3月14日までの実績報告書の提出のスケジュールに関して、領収書(または振込の事実)の添付が必要との記載。単に支払処理を完了させるだけではなく、実際の送金が行われている必要があるという理解でよいか。	原則として、支払(実際の送金)が3月14日までに完了している必要があります。例外については、経済産業省補助事業事務処理マニュアル(P4)をご確認ください。	
3	共同申請し、共同申請者各社で、補助事業費が発生した場合、年度末の清算はどのような形になるか。個社で補助事業費を計上し、個社毎に補助金を受ける理解でよいか。又は代表者がまとめて清算か。	いずれも可能ですので、ご希望の方式を事務局にお伝えください。	
4	労務費単価は、健保等級で計算するのか。それとも、実際の支払額がベースとなるのか。	経済産業省補助事業事務処理マニュアル「3. 人件費に関する経理処理」に基づき、実績単価計算または健保等級単価計算を行ってください。	
5	給与明細等は、実施体制の事業者の従事者すべての人で必要ですか。	人件費を補助対象経費として申請する場合は、補助対象経費として申請する事業従事者全員分について、経済産業省補助事業事務処理マニュアル「3. 人件費に関する経理処理」に記載の給与明細等の精算に必要な書類が必要となります。	
6	手引きを見ると、多くの個人情報を提出することになりそう。特に給与面について従事者によっては拒否される可能性もある。その場合どうすればよいか。個人の単価ではなく、会社としての単価の計算ではだめですか。	経済産業省補助事業事務処理マニュアル記載の精算に必要な書類がそろわない経費については、補助対象外となります。当該マニュアル「3. 人件費に関する経理処理」に基づき、事業従事者毎の実績単価計算または健保等級単価計算を行ってください。 なお、補助事業のうち、委託・外注分の人件費の単価の設定については、補助事業事務処理マニュアル「1.1. 委託・外注費に関する経理処理」に記載の通り、契約や料金表等にも基づき適切に設定いただくこととなります。	
7	外注と委託の違いについて	委託・外注費は、事業を行うために必要な経費の中で、間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費(他の経費項目に含まれるものを除く)をいいます。準委任契約、請負契約といった契約形態を問いません。経済産業省補助事業事務処理マニュアル記載の通り、補助を受けるための経理処理について、委託・外注の間で違いはありません。	
8	外注費用を計上する際に、外注先の見積書は提案段階で必要か。	相見積を行うなど、必要経費の精査を行った上で、申請いただきたいですが、見積書の有無については、事業終了後の確定検査にて確認いたします。	

9	委託契約について、見積依頼が交付決定日以降なのか。見積依頼は交付決定日前に可能で、間接補助事業者での委託先選定が交付決定日以降なのか。応募時点では、委託先は未定で良いか。選定しても良いか。	見積依頼は交付決定日前に行うことが可能です。 委託先選定については、応募時点では未定でも構いません。選定済でも構いませんが、委託先との契約・発注行為は、交付決定日以降である必要がございます。詳しくは経済産業省補助事業事務処理マニュアルの<経理処理の基本ルール>をご確認ください。	
10	外注費に関する単価について、外注費についても発生費用を間接補助事業者（あるいは事務局）で確認の上、外注費用を最終確定する手続きとなるか。外注費についても事業終了後の確定検査が発生するのか。確定検査において、外注先においても何時間働いて、その結果として労務費がどれだけ要したかを確認するのか。	外注費についても確定検査を行った上で補助金支払額を確定します。外注費の確定のために必要な資料については、経済産業省補助事業事務処理マニュアルの11、「委託・外注費に関する経理処理」をご覧ください。	
11	①一般管理費は無いという理解でよいか。 ②一般管理費は無しとのことだが、途中でMETIのマニュアルに従うとの発言もあり、どちらか。（基本的に助成事業と同様と思っており、一般管理費は対象外と理解している）	間接補助事業者（申請者）の一般管理費は補助対象経費に入りません。 委託先・外注先等において一般管理費を計上する場合には、経済産業省補助事業事務処理マニュアルの11、「委託・外注費に関する経理処理」P35をご覧ください。	
12	消費税は計上範囲外という理解でよいか。	消費税を計上することは可能ですが、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性がございますので、その場合はその金額を返還していただきます。詳しくは経済産業省補助事業事務処理マニュアルをご確認ください。	
13	予算超過した場合に、(費用の1/3もしくは2億円の低い方)減額する可能性があるとの説明があったが、減額することが確定するタイミングはいつ頃になるか。	技術審査により、交付決定となりましたら、申請に基づき交付決定額（費用の1/3もしくは2億円の低いほう）を通知いたします（本年6月頃）。 一方、交付確定額については、事業終了後、確定検査を行った上で確定いたします（来年3月14日以降）。交付確定額は、実際の費用支出実績に基づき、交付決定額から減額される可能性があります。	
14	費目間の経費流用に制限はあるか（全体の〇％以下など）。	交付規程（案）第8条をご確認ください。補助対象経費の区分ごとの配分額の10%以内の流用増減を除き、計画変更の承認が必要となります。	
15	本件に関し関係者で集まって行う打合せの旅費や労務時間は経費計上可能か。	交付決定日後に発生した経費（人件費や旅費）は補助金の交付対象経費となり得ます。	
16	本件に関し事務局やMETIと打合せを行う場合については計上可能か。	交付決定日後に発生した経費（人件費や旅費）は補助金の交付対象経費となり得ます。確定検査等を受けるための費用や、事業終了後における実績報告書作成費用等は補助対象とはなりません。	
17	今回、書式を見ると、「登録作業員リスト」（人件費を計上するメンバーのリスト）がないが、不要ということよかったか。	登録作業員リストの提出、個人名の記載は不要です。交付決定後、事業を実施する際は、手引きP2の①人件費の項目を参照いただき、作業員毎に資料の整理をお願いいたします。	4/26追加
18	本事業の人件費等の経費処理について、公募資料より「補助事業事務処理マニュアル」を原則とされる旨理解している。 係る中、弊社は、過年度より官公庁関連業務では継続して受託基準単価を採用しており、例えば経済産業省（NEDO様）等からの当該認可時の文書等においては、「弊社の行う全ての受託事業及び補助事業（国からの受託事業及び補助事業を含む。）において当該受託基準単価を採用すること等を条件として付されている。係る事情から、此度の本事業においても、今年度用の受託基準単価に基づく人件費の計上を前提にして申請をさせて頂きたく、当該対応で問題ないことを念のため確認させて頂きたい（提案書の実施計画書の該当箇所にもその旨分かるように注記にて記載を行う）。 外注先もしくは再委託先が経産省で認められた独自の労務費単価を使用したいとのことだが、可能か。また、コンソーシアム内企業のうち、独自単価を有していない企業については、経済産業省補助事業事務処理マニュアル「3. 人件費に関する経理処理」に基づき、実績単価または健保等級単価で設定する予定だが、よいか。	人件費は、補助事業事務処理マニュアルのP10の3、人件費に関する経理処理により、手法1：実績単価計算または、手法2：健保等級単価計算により計算します。受託単価は使用できません。 なお、委託先・外注先等として参画される場合は、受託単価の利用は可能です。詳細は、経済産業省補助事業事務処理マニュアルの11、「委託・外注費に関する経理処理」をご覧ください。	4/26追加 4/26追加

19	<p>年度末/or調査完了時のフローについて、会計整理のため、「①実績報告書の提出」「②補助金額の確定・通知」「③補助金精算請求書」「④補助金支払」に関する一連の流れを知りたい。</p> <p>(例) ①実績報告書 [3/15] →②補助金確定通知 [3/XX] →③補助金精算請求書 [3/XX] →④補助金支払 [3/XX]</p> <p>3/15に実績報告書を提出する場合、24年度内に「補助金支払」が行われる予定か。もしくは、25年度の「補助金支払」となるか。</p>	<p>概略は以下のとおりです。</p> <p>①間接補助事業者からコンソーシアム（事務局）へ実績報告書を提出 [3/15]</p> <p>②コンソーシアムから間接補助事業者へ補助金確定通知 [3/16～18頃]</p> <p>③間接補助事業者からコンソーシアムへ補助金精算請求書を提出 [②の翌日以降]</p> <p>④コンソーシアムから間接補助事業者へ補助金支払 [目安として3/20以降。遅くとも3/31には完了]</p>	4/26追加
20	<p>コンソーシアム外の第三者に外注もしくは再委託したい場合、外注先もしくは再委託先が労務費の2/3を自己負担することが難しく、外注先もしくは再委託先の労務費については幹事企業が2/3の費用を負担し、幹事企業から外注先もしくは再委託先に必要な労務費を全額支払うことが可能との理解でよいか。</p>	<p>自己負担の経費の負担者・負担割合については、申請者間でご調整をお願いいたします。コンソーシアム（事務局）からは補助対象経費の3分の1相当額または申請1件あたり2、0億円のいずれか低い額を補助します。</p>	4/26追加
21	<p>公募要領に、補助金の支払いは必要があると認められる経費については、概算払いも可能とする旨、記載されているが、外注費もしくは再委託費についても概算払いは可能か。</p>	<p>公募要領2、（5）補助率・補助額の記載の通りです。必要があると認められる経費については、概算払も可能です。</p>	4/26追加
22	<p>当該事業のために設置する「事務所費用」は補助対象経費として認められるのか。</p>	<p>補助対象経費は、公募要領2（4）の通りです。補助事業事務処理マニュアルの6、備品費・借料及び損料に関する経理処理の通りです。複数の事業を実施している場合は、区分管理いただく必要があります。</p>	4/26追加
23	<p>・補助金の振り込み、会計監査について</p> <p>コンソーシアムや協議会としてFS計画を立案し、幹事会社（代表会社）が申請することになった場合、補助金の流れはどうなるのでしょうか？メンバー会社から幹事会社に帳票類を提出し、幹事会社がそれを取りまとめて会計監査を受け、補助対象額が確定したら、幹事会社に補助金（全額）が振り込まれ、メンバー会社に分配するのでしょうか？それとも、貴コンソーシアムにメンバー会社それぞれが帳票類を提出し、貴コンソーシアムによる会計監査を受け、補助金を頂くのでしょうか？</p>	<p>補助金の振り込みについては、幹事会社への一括の振り込み、申請社毎の振り込みのいずれでも可能ですので、ご希望の方式を事務局にお伝えください。</p> <p>事業終了後には、交付規程第13条（実績報告）に基づき、各社の事業結果、帳票類を提出していただきますが、幹事社が窓口となって間接補助事業全体で取りまとめて、連名でご提出ください。</p>	4/26追加
24	<p>補助率1/3で割り切れない場合の端数処理について</p> <p>(例) 補助対象経費：1億の場合の補助金申請額の端数処理（四捨五入？等）</p>	<p>経費の算出過程において端数が生じる場合は、切捨てにより補助対象金額として計上してください。</p>	4/26追加
25	<p>補助事業事務処理マニュアルに費目流用は10%までとありますが、会議費から人件費への流用、または人件費から会議費の流用といった相互の流用は可能でしょうか。</p>	<p>10%以内の流用増減については、コンソーシアムへの事前申請は不要です。但し、各費用については、補助事業事務処理マニュアルに沿った形で計上される必要があります。</p>	5/2追加
26	<p>○満額請求の可否</p> <p>補助申請額の一部の費目について実施未定の費用を計上しております。採択後、仮に実施しない場合、当該費用は流用ルールに従い一部他の費目への流用を考慮しておりますが、流用できない金額は請求できないこととなります。そのような事態になった場合、満額請求とならないのですが、問題ないでしょうか。</p>	<p>申請時には、事業目的を達成するために必要な費目を計上し、その必要性を説明できるようにしてください。</p> <p>その後の事業進捗により、調査内容の変更が生じた場合は、交付規程（案）第8条に基づき計画変更の承認等の手続を行う必要がある可能性がありますので、まずは事務局に相談してください。具体的なケースに応じて個別に判断することになりますが、計画変更が必要となる場合、技術審査委員会が変更の可否を審査します。</p> <p>満額請求とならないことはあり得ます。</p>	5/9追加

	<p>○出向者の人件費の請求</p> <p>補助事業事務処理マニュアルによれば、補助事業者のグループ会社の人件費を補助申請額として申請するには、補助事業者が当該グループ会社の人件費を負担する必要があると読めます。</p> <p>例えば、グループ会社の社員が補助事業者へ出向し、補助事業者が当該社員の人件費を支払えば請求可能となるのでしょうか。</p>	<p>補助事業事務処理マニュアルの3. 人件費に関する経理処理に記載する通り、補助事業者が負担した分が補助対象経費となります。</p>	<p>5/9追加</p>
--	---	---	--------------